

別表（第 17 条関係）（平 14 条例 33・平 29 条例 49・平 31 条例 19・令 4 条例 129・一部改正）

| 公文書の種類    |                                    | 開示手数料の金額                                                                                                                          | 徴収時期      |
|-----------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 文書、図画及び写真 |                                    | 写し（単色刷り）1 枚につき 10 円                                                                                                               | 写しの交付のとき。 |
|           |                                    | 写し（多色刷り）1 枚につき 20 円                                                                                                               | 写しの交付のとき。 |
|           |                                    | スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を複写した光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 又は X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）1 枚につき 100 円 | 写しの交付のとき。 |
| フィルム      | マイクロフィルム                           | 印刷物として出力したもの（単色刷り）1 枚につき 10 円                                                                                                     | 写しの交付のとき。 |
|           |                                    | 印刷物として出力したもの（多色刷り）1 枚につき 20 円                                                                                                     | 写しの交付のとき。 |
| 電磁的記録     | ビデオテープ                             | 複写したビデオテープ 1 巻につき 290 円                                                                                                           | 写しの交付のとき。 |
|           | 録音テープ                              | 複写した録音テープ 1 巻につき 150 円                                                                                                            | 写しの交付のとき。 |
|           | その他の電磁的記録（パーソナルコンピュータで作成されたものに限る。） | 印刷物として出力したもの（単色刷り）1 枚につき 10 円                                                                                                     | 写しの交付のとき。 |
|           |                                    | 印刷物として出力したもの（多色刷り）1 枚につき 20 円                                                                                                     | 写しの交付のとき。 |
|           |                                    | 複写した光ディスク 1 枚につき 100 円                                                                                                            | 写しの交付のとき。 |

備 考

- 1 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を 1 枚として算定する。
- 2 公文書の写し（マイクロフィルム及び電磁的記録の場合においては、印刷物として出力したもの）を交付する場合は、原則として日本産業規格 A 列 3 番までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格 A 列 3 番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 3 フィルム（マイクロフィルムを除く。）の写しを交付する場合及び電磁的記録の写しの交付においてこの表に掲げる開示手数料の金額によりがたい場合には、東京都規則で定めるところにより写しの交付に係る費用を徴収する。